

令和 6 年度宮城県生活交通確保維持改善計画

令和 5 年 6 月 1 2 日

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
今回、計画を申請する幹線バス系統（以下「対象系統」という。）は、地域の交通結節点である鉄道駅を発着し、沿線には大学や高校等の教育機関、地域の中核的な医療機関、大型商業施設等があることから、鉄道を利用する学生や、通院する高齢者等の足として定着しており、社会生活を送るためには交通手段の維持・確保が極めて重要である。 しかしながら、県内では、人口減少の進行や少子高齢化等により、利用者数の減少が続き、運行事業者が単独で路線を維持することは極めて困難な状況に加え、沿線市町においては、住民バス等の運行と維持に多額の負担を要していることから、更なる補助金の拠出や、現状以上の住民バス等への転換は困難な状況である。 したがって、対象系統については、国庫補助金を活用することにより、結節する鉄道との連携等で利便性の向上を図りながら、維持確保することを目的として、事業を行うものである。 なお、山形県との地域間の移動を伴う、新庄～仙台線、米沢～仙台線及び上山市～仙台線についても、地域間をつなぐ幹線系統として一定の役割を果たしている路線となっている。
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
・ 県内の地域間幹線系統について、国庫補助金を活用することにより、継続的な路線の維持確保と、広域的な交通ネットワークの形成を図る。 ・ 人口減少や新型コロナウイルス感染症拡大の影響の長期化等により、対象となる系統では利用者の減少の回復に時間を要しているが、継続的な路線の維持確保を図るため、各系統の年間輸送人員及び運送収入について、前年度比 1 % 以上増加させることを目標とする。
(2) 事業の効果
地域間幹線系統を維持することにより、地域の学生や高齢者といった、マイカーを利用できない住民の生活にとって必要不可欠な交通手段が確保される。 また、結節する鉄道との連携等により、地域内外の交流人口の増加や、地域活性化が期待される。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
・ 詳細は、別紙 1 のとおり ・ 高校新入生に対するバス通学の周知（事業者、沿線市町、高校） ・ J R、住民バス等とのダイヤ調整及び広報（事業者、J R、沿線市町） ・ イベント開催時のバス利用の呼びかけ（事業者、沿線市町） ・ 企画乗車券による観光利用の誘発（事業者、沿線市町、関係団体） ・ 運転免許自主返納者に対する割引検討（事業者、沿線市町）
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
・ 表 1 のとおり ・ 本県における運行予定者の選定 国庫補助路線の申請実績のある者（株式会社ミヤコーバス）及び公益社団法人宮城県バス協会に対して照会するとともに、本県ホームページにおいて周知したところ、株式会社ミヤコーバス及び宮城交通株式会社から申し出があり、内容を精査した結果、運行事業者として適切であると認めるものである。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

表 2 のとおり (変更箇所) ・第 1 2 号鮎川線について、石巻市との協議により、令和 5 年 1 0 月 1 日のダイヤ改正において、旅客の利便を目的として、イオンスーパーセンター石巻東店発着の便を減便し、石巻駅前直通便に置き換える改正を行うこととなり、計画実車走行キロを変更するもの。(令和 5 年 1 0 月 1 日変更) ・第 1 4 号蛇田線について、令和元年 1 1 月から令和 3 年 1 0 月まで工事による停留所の休止が生じ、暫定版の運賃三角表を使用していたが、令和 5 年 1 0 月 1 日のダイヤ改正を機会に元の運賃三角表の形に戻し、平均賃率に変更になるもの。併せて、同改正により、石巻駅発着便の一部を元気いちば発着便に振り替えるため、計画実車走行キロを変更するもの。(令和 5 年 1 0 月 1 日変更)
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
株式会社ミヤコーバス及び宮城交通株式会社
7. 別表 1 の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要
川崎線（申請番号 3） 沿線には病院や学校があり、住民の生活に必要不可欠な路線である。特に、県南部の医療サービスの中心となっている、県南中核病院を通る当路線の必要性は高い。
8. 別表 1 の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧
表 4 のとおり
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項
各取組内容は、別紙 2 のとおり。
10. 外客来訪促進計画との整合性
該当なし
11. 車両の取得に係る目的・必要性
対象系統の維持確保のため、老朽化した車両（平均車齢約 15 年）の更新を支援する必要がある。あわせて、現在ノンステップバスの導入率が総車両比で 5 割程度となっていることから、より誰もが利用しやすい環境を整えるため、車両の低床化を進めるものである。
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
国庫補助金の活用により、対象系統を維持確保するとともに、ノンステップバスの導入を継続的に進めることにより、対象系統の運行に係る全車両をバリアフリー車両とすることで、より誰もが利用しやすい環境を目指す。
(2) 事業の効果
車両の更新により、バリアフリー化が進み、移動の快適性や安全性が高まるだけでなく、地域に対しても人や環境にやさしい乗物をアピールし、路線バスのイメージアップにつながる。
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額
表 6 及び表 7 のとおり (変更箇所)

・株式会社ミヤコーバスの申請車両に関して、令和6年度事業のうち2台の導入時期を4月から3月に、残り4台を4月から5月に変更したことに伴い、令和6年度以降の減価償却費を変更するもの。 また、令和7年度事業のうち2台の導入時期を2月から12月に、令和8年度事業のうち2台の導入時期を9月から1月に変更するとともに、残り各4台の納車月を事業者の車検月の平準化を図るために調整するもの。(令和6年3月21日変更)	
14. 協議会の開催状況と主な議論	
・令和5年6月12日 沿線市町に意見照会し、生産性向上の取組について合意。 令和5年度第1回宮城県地域公共交通活性化協議会を開催し、計画全体について合意。	
15. 利用者等の意見の反映状況	
宮城県地域公共交通活性化協議会の構成員として、利用者代表の参画を得ている。	
16. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	宮城県
関係市区町村	仙台市、石巻市、気仙沼市、白石市、登米市、栗原市、大崎市、大河原町、亘理町
交通事業者・交通施設管理者等	仙台市交通局、宮城交通株式会社
地方運輸局	宮城運輸支局
その他協議会が必要と認める者	・学識経験者 ・国土交通省東北運輸局交通政策部交通企画課長 ・公益社団法人宮城県バス協会専務理事 ・一般社団法人宮城県タクシー協会専務理事 ・東日本旅客鉄道株式会社東北本部企画部長 ・宮城県交通運輸産業労働組合協議会会長 ・社会福祉法人宮城県社会福祉協議会会長 ・宮城県高等学校長協会会長 ・宮城県老人クラブ連合会会長 ・地域おこし協力隊の代表者 ・宮城県警察本部交通企画課長 ・国土交通省東北地方整備局仙台河川国道事務所副所長 ・宮城県土木部道路課長 ・宮城県土木部都市計画課長

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号

(所 属) 宮城県企画部地域交通政策課

(氏 名) 左古 瑞樹

(電 話) 022-211-2437

(e-mail) kotu-kt@pref.miyagi.lg.jp

表6 車両の取得計画の概要

都道府県 (市区町村)	補助対象事業者名	補助対象車両数	車両減価償却費等に要する国庫補助額(千円)
宮城県 (令和6年度)	株式会社ミヤコーバス	25	38,140
	宮城交通株式会社	3	5,003
宮城県 (令和7年度)	株式会社ミヤコーバス	30	40,826
	宮城交通株式会社	3	5,003
宮城県 (令和8年度)	株式会社ミヤコーバス	29	41,526
	宮城交通株式会社	3	4,003